



今年の**年末調整**から適用!!

## 所得税の改正事項

年末も押し迫り、従業員等の年末調整を行う時期になりました。

令和2年分の所得税の改正事項のうち、今回の年末調整や確定申告の際、特に  
ご注意いただきたいポイントをまとめましたので、是非ご活用ください。

### 1 基礎控除額が引き上げられました。

基礎控除額が一律10万円引き上げられ**48万円**となります。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える場合はその合計所得金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用ができないこととされました(控除額は次表のとおりとなります。)

合計所得金額(※)	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超~2,450万円以下	32万円
2,450万円超~2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

※ 合計所得金額とは、総所得金額と分離課税の所得(譲渡所得は特別控除前)の合計額をいいます。

### 2 扶養親族等の範囲等が改正されました。

#### (1) 扶養親族等の範囲

基礎控除の引き上げに伴い、勤労学生、同一生計配偶者及び扶養親族及び源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が**一律10万円引き上げ**られました。

イ 同一生計配偶者及び扶養親族：38万円以下 ⇒ **48万円以下**

ロ 源泉控除対象配偶者：85万円以下 ⇒ **95万円以下**

ハ 配偶者特別控除の対象となる配偶者：38万円超123万円以下 ⇒ **48万円超133万円以下**

ニ 勤労学生：65万円以下 ⇒ **75万円以下**

#### (2) 日本国外に居住する親族の取扱い(※ 令和5年分から)

日本国外に居住する親族のうち、**年齢30歳以上70歳未満の親族で、次のいずれかに該当しない場合は扶養控除の適用ができない**こととされました。

イ 留学により非居住者となった者

ロ 障害者

ハ 扶養控除の適用を受ける居住者から、その年中に生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

### 3 給与所得控除及び公的年金等特別控除が改正されました。

#### (1) 給与所得控除

基礎控除の引き上げに伴い、給与所得控除額を **10万円引き下げ**られました。

また、給与等の収入金額が 850 万円を超えた場合の控除額の上限額が 195 万円に引き下げられました。

#### (2) 公的年金等特別控除

基礎控除の引き上げに伴い、公的年金等控除額を **10万円引き下げ**られました。

また、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について、上限が設けられました。

### 4 ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正が行われました。

#### (1) ひとり親控除の創設

**性別、婚姻事実を問わず、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者が次に掲げる要件すべてに該当する場合、所得金額からひとり親控除（35 万円）を控除する制度が創設されました。**

イ 生計を一にする子（その者の扶養親族かつ総所得金額等の合計額が 48 万円以下）を有すること。

ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。

ハ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

#### (2) 寡婦（夫）控除の改正

寡婦及び寡夫控除は、(1) の **ひとり親に該当しない寡婦**に係る寡婦控除に改組されるとともに寡婦控除の特例が廃止され、寡婦控除（27 万円）の対象は次のいずれかに該当する者とされました。

イ 婚姻関係にあった **夫と離婚**後、婚姻をしておらず扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下

ロ 婚姻関係にあった **夫と死別**後、婚姻をしていない人又は合計所得金額が 500 万円以下

ひとり親控除と寡婦控除の適用要件をまとめると次表のとおりとなります。

#### 寡婦・ひとり親控除判定表

事由・合計所得 性別 扶養親族			死別		離婚		未婚	
			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
女性	あり	子	ひとり親	×	ひとり親	×	ひとり親	×
		子以外	寡婦	×	寡婦	×	×	×
	なし	—	寡婦	×	×	×	×	
男性	あり	子	ひとり親	×	ひとり親	×	ひとり親	×
		子以外	×	×	×	×	×	×
	なし	—	×	×	×	×	×	

(注) ひとり親：ひとり親控除（35 万円）、寡婦：寡婦控除（27 万円）、×：適用なし



**ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!**

